

## **[事案 25-150] 契約無効・既払込保険料返還請求**

・平成 26 年 5 月 13 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

「以前の保険と内容が同じ」という募集人の説明で契約したが、実際は、以前の保険と違い、掛け捨て保険だったことを理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 15 年 8 月、以前に契約していた定期保険特約付養老保険と同内容の保険を希望して定期保険を契約したが、実際には満期時に満期保険金が支払われる保険ではなく、掛け捨て保険であることが分かった。

しかしながら、契約の際、募集人から電話で「保険料は少し上がるが、内容は従来と変わらない」との説明を受け、契約申込日にもさしたる説明を受けることなく、契約申込書を募集人の自家用車の中で言われるまま急がされるように署名押印したので、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約時の状況については 10 年も前のことであり、詳細は記憶していないものの、申立人の「配偶者に遺すべき保障の充実を図りたい」とのニーズを踏まえた提案であると述べている。そして、最終的に申立人が申し込みをしたのであり、積極的な欺もう行為はない。
- (2) 設計書その他より、申立人は、契約手続の対象契約が前と同じ内容の保険でないことは容易に認識できたものであり、契約申込の意思表示に錯誤があったとしても、それは申立人の重過失によるものである。
- (3) 募集人は、契約手続が募集人の自家用車の車中で急がされるように行われたとの事実については否定している。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 従来の保険契約（定期付養老保険）と思って契約したのに、掛け捨ての定期保険であったことを理由に、錯誤による無効（民法 95 条）および詐欺（民法 96 条）による取消しを求めているもの（主張①）。
- (2) 説明義務違反による消費者契約法 4 条 1 項 1 号にもとづく取消しを求めているもの（主張②）。

## 2. 主張①について

### (1) 錯誤について

以下の事情を考慮すると、申立人が契約の際に本契約が満期保険金が支払われる保険契約であると錯誤に陥っていたと認めることは困難である。

①契約申込書には設計書の受領印も押印され、申立人が契約申込みにあたり設計書を一読し、契約内容を認識したことが推認される。

②たとえ既存契約と同じものを募集人に希望していたにせよ、何らの文書も見ず、契約内容を確認しないで契約をするとは通常は考えられない。

③むしろ、本契約の申込書には満期保険金に関する記載はなく、もし申立人が満期保険金がある保険契約を希望していたのであれば、当然に満期保険金の金額を確認したはずであるが、申立人がこれを確認したか、あるいは確認しようとしたことは申立人の事情聴取においても明らかとなっていない。

### (2) 詐欺について

申立人が募集人に対し既存契約と同じような契約を求めたと認める証拠はなく、また、募集人が同じものとして本契約を提案したという証拠もない。

よって、詐欺による取消しの主張は認められない。

## 3. 主張②について

募集人が契約に際し、契約の重要な内容に関して虚偽の説明をした場合には、消費者契約法4条1項1号により取り消すことができるが、これは契約から5年以内にしなければならず、本件は既に5年を経過しているので行使することができない。

また、上記時効を考慮しないとしても、上記2.のとおり、募集人が虚偽の事実を説明したと認める証拠はないため、消費者契約法にもとづく取消しは認められない。